

(平成21年6月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から37年3月まで

昭和35年5月に結婚式を挙げているが、夫が婚姻届出をしておらず、私の国民年金の加入手続は実家の兄がしてくれたが、長女の妊娠を期に昭和36年6月入籍、その時国民年金の氏名変更の手続も一緒に行った。36年当時、免除制度があるとA町役場からの説明と勧めがあり、生活が苦しく国民年金保険料を納められる状態ではなかったため、夫の免除手続と一緒にいったと記憶している。役場から免除手続の説明を聞き、手続を行ったのも私であり、夫が免除で私が未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の免除について、申立人は、申立期間当時、A町役場からの勧めがあり、生活が苦しく国民年金保険料を納められる状態ではなかったため、夫の免除手続と一緒にいったとする主張に不自然な点は見られない上、申立期間以外は申請免除の期間が夫とすべて一致しており、基本的には夫婦一緒に保険料免除の申請をしていたものと考えられる。

また、申立期間前後を通じて、申立人の生活状態に変化は見られない上、国民年金保険料の免除認定の審査は世帯の収入で判断されることになっていることから、申立期間について夫のみが免除になり、妻が免除となっていないのは不自然である。

その他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料については、付加保険料も含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から同年3月まで

私は、公務員の妻は国民年金に加入することができないとの誤った教示を受けていたため、長い間、国民年金に未加入の状態であったが、昭和50年10月1日に初めて国民年金に加入してからというもの、将来の年金受取額が少しでも有利なものとなるよう付加保険料も併せて納付し続けてきた。

私は、加入時期が遅れてしまったことへの悔しさもあって、残りの納付可能な期間は確実に国民年金保険料を納付し続けてきたものであり、申立期間が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料額を付加保険料の額も併せて月額1,800円と明確に記憶しているが、これは当時の保険料額と一致する上、納付方法及び納付場所についての記憶も具体的である。

また、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料を付加保険料も含めすべて納付しており、60歳に到達して以後も5年間にわたり国民年金に任意加入していることなどを踏まえると、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立期間の国民年金保険料収納記録について、社会保険庁の記録では未納とされているが、市町村の国民年金被保険者名簿では付加保険料も含めて保険料が納付済みと記録されているなど行政側の記録管

理に不備がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、付加保険料も含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和26年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年5月25日から同年6月1日まで
昭和24年1月1日付けでA社（現在は、C社）に雇用され、平成元年8月20日に離職するまで継続して勤務しているため、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社作成の人事カード及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が当該事業所に継続して勤務し（昭和26年6月1日にA社B支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る申立期間前後の社会保険事務所の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和34年4月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月25日から同年5月6日まで
昭和28年4月1日付けで雇用され、平成7年3月31日に離職するまで継続して勤務しているため、厚生年金保険の資格期間に空白があることに納得できない。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社作成の人事記録、A健康保険組合の被保険者記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が当該事業所に継続して勤務し（昭和34年4月25日にA社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る申立期間前後の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月及び同年9月の国民年金保険料については、申立人に還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月及び同年9月

国民年金保険料納付記録について照会したところ、申立期間の国民年金保険料については、時効期間経過後の納付により還付済みである旨の回答を受けたが、私はこれまでに、A社会保険事務所やB村（現在は、C市）から時効期間経過後の納付であることを理由に国民年金保険料の還付がなされる旨の説明や通知を受けたことは無い。

当時、金融機関に私名義の口座は無く、B村役場でも還付を受けた覚えは無いにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が還付済みとして未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が管理する申立人の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）の備考欄には、「39. 4. 23 36年89月時効後納付 200円還付」と記載され、還付期間に対応した還付金額となっており、この記録に不自然さは見られない。

また、B村（現在は、C市）が保管する国民年金被保険者名簿でも申立期間は還付された記録となっており、社会保険庁の記録と一致している。

さらに、申立人自身は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間当時の保険料については、「同居していた母が保険料を含めて家計を管理してくれていた。」と主張しているが、その母は既に他界しており、証言を得ることはできず、不明である。

加えて、申立人は金融機関に申立人の口座は無かったと主張するが、国民年金保険料の還付金の支払については、郵便局における隔地払いが

可能であり、当時、申立人の居住地に郵便局があったことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人に申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年8月及び同年9月の国民年金保険料については、申立人に還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月及び同年9月

国民年金保険料納付記録について照会したところ、申立期間の国民年金保険料については、時効期間経過後の納付により還付済みである旨の回答を受けた。

しかし、私はこれまでに、A社会保険事務所やB村（現在は、C市）から時効期間経過後の納付であることを理由に国民年金保険料の還付がなされる旨の説明や通知を受けたことも無いにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が還付済みとして未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が管理する申立人の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）を見ると、昭和38年8月から40年3月までの国民年金保険料を同年12月7日に一括して過年度納付を行っていることが確認できる。

また、当該特殊台帳の昭和38年度における国民年金保険料の月別納付欄を見ると、昭和38年7月は「時効消滅」、同年8月及び9月は「40.12.7」と保険料の納付月日が記載された上に、「時効消滅」と押印されている。

さらに、当該特殊台帳の備考欄には、「還付 38・8～38・9 200円（41.4.18）時効消滅後納付」と記載され、還付金額は還付期間に対応した金額となっており、この記録に不自然さは見られない。

加えて、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間当時の保険料の納付については、「同居していた義母が保険料を含めて家計を管理してくれていた。」と主張して

いるが、その義母は既に他界しており、証言を得ることはできず、不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人に申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月から 29 年 5 月まで
A社B工場内にあったC工業所で働いていたが、同僚の名前を申し立てるので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、同僚の証言により、申立人がC工業所で勤務していたことを推認することはできる。

しかし、申立人が名前を挙げた、申立期間当時一緒に勤務していた同僚の厚生年金保険の資格取得日は昭和 35 年 4 月 20 日となっており、当該事業所では、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

また、当該事業所の元事業主とも連絡が取れず、申立てに係る証言を得ることはできなかった。

さらに、C工業所に係る社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を見ると、新規適用日である昭和 28 年 5 月 1 日から 31 年 11 月までに資格を取得した被保険者の中に申立人の氏名は見当たらない上、健康保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、C工業所への発注会社であるA社D事業所の昭和 27 年 6 月から 30 年 3 月までの健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿においても、申立人の氏名は見当たらない上、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的

に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月から 35 年 4 月 30 日まで

私は、A市にあった「B社」又は「C社」に、昭和34年8月ごろから35年12月ごろまで、主として運搬業務に従事していたが、D社会保険事務所からは厚生年金保険の被保険者記録が見当たらないとの回答を受けた。元同僚たちの証言を得ていることから、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社及びC社については、厚生年金保険の適用事業所になっていないことが確認できる。

また、申立人が名前を挙げた同僚の二人は、自らの厚生年金保険の被保険者記録があるE社について、二人共、「申立人と一緒に働いた。」と証言しているものの、F氏は「申立人は、私より後であったが、具体的な時期、期間は特定できない。」とし、申立期間以外に被保険者記録があるG氏は「申立人とは同じところに一緒だった。E社の詰所には個人トラック所有者(非適用事業所)も一緒だった。」と証言している。このほか、申立期間において被保険者記録がある同僚3人はいずれも「申立人を知らない。」と証言しており、中には「個人所有トラックのボディーには『C社』の表示があった。私とその運転手であったころは、厚生年金保険を掛けてもらえなかった。」と証言する者がある。

さらに、E社は、適用事業所として昭和42年11月1日に全喪しており、事業主等の証言は得られなかったが、申立人が名前を挙げた同僚の二人は、「申立人が給与から厚生年金保険料を控除されていたか否かは分からない。」としている上、F氏は「私は厚生年金保険の被保険者記録よ

り2、3年前から勤めている。」と証言しているほか、この他の同僚3人の中には「正社員として厚生年金保険を掛けてもらうまで5か月はあったと思う。」と証言する者があり、当該事業所は、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

加えて、社会保険庁が管理するE社の職歴審査照会回答票及び被保険者原票を見ると、申立人に該当する記録は見当たらない上、昭和29年8月1日から37年4月28日まで整理番号の欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年4月から42年7月まで
② 昭和42年12月から49年3月まで
③ 昭和49年12月から50年3月まで

私の夫は、昭和30年4月ころから50年6月までの間、A社に継続して勤務していたが、この間、厚生年金保険加入期間が14か月しかないとの回答を受けた。

夫は、A社で永年勤続表彰を受けたこともあるので、厚生年金保険加入期間について再調査してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に勤務していたことは、その妻が提出した申立人の永年勤続表彰状及び元同僚の証言から推認することはできる。

しかし、申立人の元同僚の一人は、「当時、厚生年金保険を掛ける前は日雇いの保険を掛けていた。」と証言している上、申立人の妻も「夫は、冬期間は失業保険を受給するといった季節労働的な勤務形態であった。」と記憶している。

また、申立人が申立期間当時、一緒に勤務したとしている元同僚二人も、申立期間①及び②については、申立人と同様に、厚生年金保険の加入記録は無い上、申立期間③については、国民年金に加入している期間が確認できる。

さらに、事業主からは、「当時の書類が無く、申立人についての在籍の有無、厚生年金保険の加入、保険料控除について確認することはできな

い。」と回答を得た。

加えて、申立期間①、②及び③において、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票について厚生年金保険の加入記録を確認したが、健康保険の整理記号番号に欠番は無く、申立人の氏名も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。